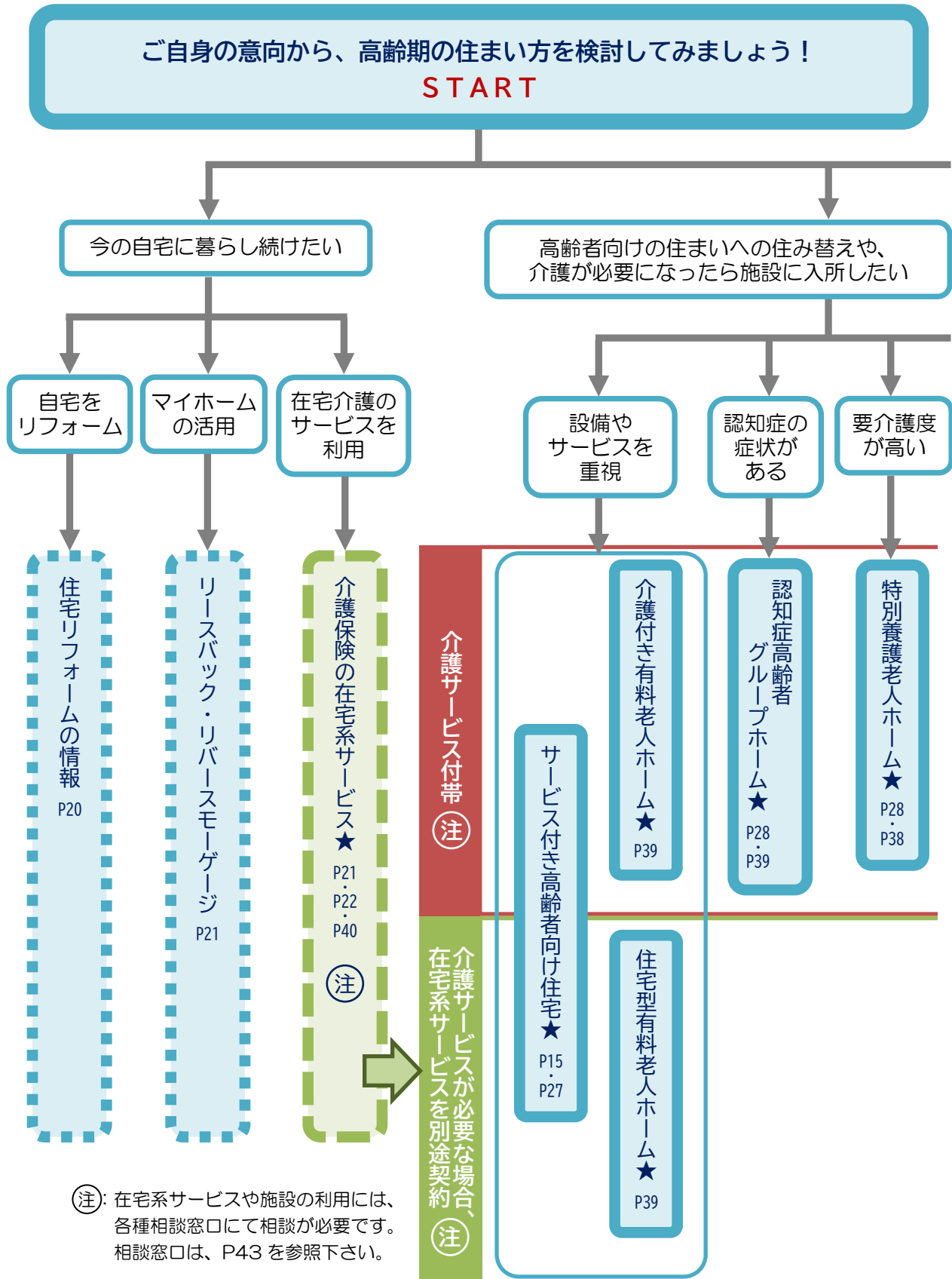





参考資料

高齢期の住まいや必要なサービスを考えるフロー図




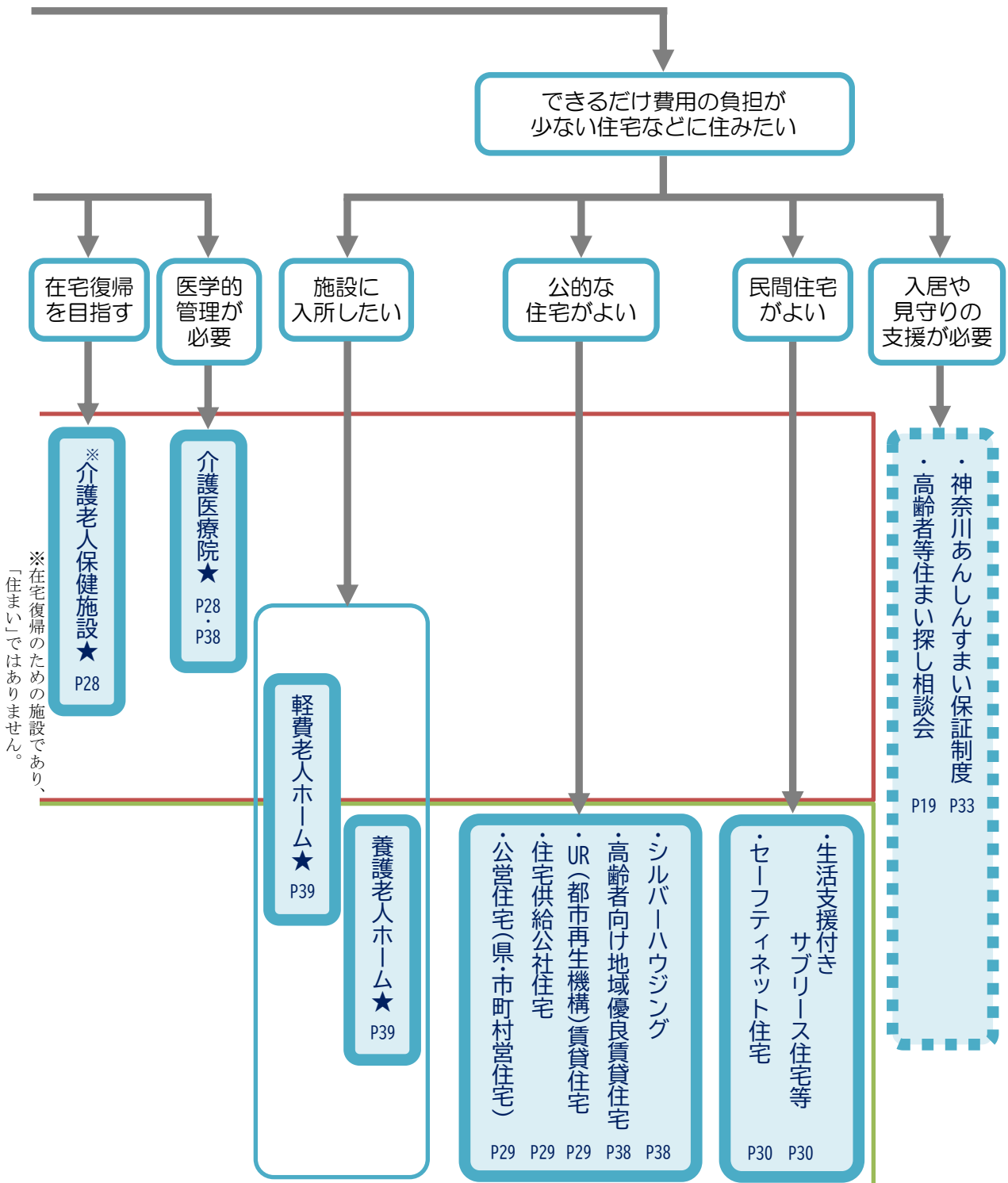
(注)：在宅系サービスや施設の利用には、各種相談窓口にて相談が必要です。相談窓口は、P43 を参照下さい。

※ このフロー図は、高齢期の住まいやサービスを考える上での大まかな目安として参照してください。

※  は「住宅や施設」、 は「手段・手法」、 は「介護サービス」を示しています。

※ 施設やサービス名の下のページ数は、本計画内の関連ページを示しています。

※ 施設やサービス名の下に★印があるものや、このほか各種福祉サービスの詳細については、「かながわ介護・福祉辞典(<https://houkatsu.rakuraku.or.jp/>)」のホームページ  からご覧いただけます。



高齢者の多様な住まいの特徴

■高齢者向け賃貸住宅

種 類	特 徴
サービス付き 高齢者向け住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物はバリアフリー構造であり、かつ、居室等の一定の面積要件、水洗便所や洗面設備他の設置要件を満たしている。</li> <li>・サービス面では安否確認サービスと生活相談サービスの提供が必須で、介護、家事、食事等の生活支援サービスのある住宅もある。</li> <li>・直接事業者との間で契約を締結して住宅を利用することができるが、サービスや費用は住宅ごとに異なる。</li> <li>・当該住宅を運営する事業者が提供する介護サービスを利用しながら生活することができる住宅と、訪問介護等の外部の介護サービスを利用しながら生活することができる住宅があり、介護サービスの受け方は住宅により異なる。</li> </ul>
高齢者向け優良 賃貸住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の身体機能に対応した設計、設備等高齢者に配慮した良質な公的賃貸住宅。</li> <li>・住宅の管理期間※中は、自治体から家賃補助が受けられる。</li> <li>・現在この名称による認定制度は廃止され、高齢者向け地域優良賃貸住宅に統合されている。</li> </ul>
高齢者向け地域 優良賃貸住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の身体機能に対応した設計、設備等高齢者に配慮した良質な公的賃貸住宅。</li> <li>・住宅の管理期間※中は、自治体から家賃補助が受けられる。</li> </ul>
シルバー ハウジング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化等高齢者に配慮した仕様となっている公的賃貸住宅。</li> <li>・介護が必要となった場合には、訪問介護等の外部の介護やサービスを利用しながら生活することができ、また、生活援助員（LSA：ライフサポートアドバイザー）による安否確認等のサービスを受けることもできる。</li> </ul>
かながわあんしん 賃貸住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等の入居を拒まない住宅として神奈川県居住支援協議会に登録された民間賃貸住宅。（面積・設備・耐震性等の登録基準なし。）</li> </ul>
あんしん住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の補助金を受け、住宅の改修を行い、高齢者世帯等の入居を拒まない住宅として国に登録された民間賃貸住宅。</li> </ul>
住宅セーフティネ ット制度による登 録住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸主が高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として県・政令市・中核市に登録した民間賃貸住宅。（面積・設備・耐震性等の登録基準に適合する必要がある。）</li> </ul>

※管理期間：高齢者向け（地域）優良賃貸住宅として管理される定められた期間

■高齢者施設等

種 類	特 徴
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設として介護を提供する。</li> <li>・施設サービス計画に基づき、入浴、食事等のサービスを提供する。</li> <li>・要介護3以上の方と、要介護1または要介護2であって居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる方が利用できるが、入所の必要性の高い方から優先して入所することとされている。各施設で入所のルールを定め、施設内の入退所検討委員会で入所者を決定する。</li> <li>・利用料（利用者負担）は、介護保険1割または2割負担、居住費及び食費。</li> <li>・居住費・食費の額は、施設によって異なるが、所得の低い方には、負担の限度額が設定されている。</li> </ul>
介護医療院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設として介護を提供する。</li> <li>・要介護1以上の長期にわたる療養を必要とする方が利用できる。</li> <li>・長期療養のための医療と介護を一体的に提供する。</li> </ul>

種 類		特 徴
軽費老人ホーム	A型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身寄りがない、あるいは家庭の事情によって家族との同居が困難な 60 歳以上の方が対象。なお、共に入居する配偶者、親族、特別な事情が認められる方は、60 歳未満でも入居できる。</li> <li>・低額な料金で入所することができ、食事の提供のほか、健康管理や生活上の助言等のサービスを受けることができる。</li> <li>・介護保険の事業者指定を受けた施設は、施設として介護を提供できるが、県内には指定を受けている施設はない。介護が必要となった場合は、訪問介護等を利用するか、他の施設に移ることになる。</li> </ul>
	ケアハウス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体機能の低下等により独立して生活を営むには不安があり、家族による援助を受けることが困難な方を対象とした施設。</li> <li>・低額な料金で入所することができ、食事の提供や生活上の助言等のサービスを受けることができる。</li> <li>・介護保険の事業者指定を受けた施設は、施設として介護を提供できる。その他の施設では、訪問介護等を利用するか、他の施設に移ることになる。</li> </ul>
養護老人ホーム		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方が、市町村の老人福祉法に基づく措置決定により入所する施設。</li> <li>・介護保険の事業者指定を受けた施設は、施設として介護を提供できる。その他の施設では、訪問介護等を利用する。</li> </ul>
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所として介護を提供する。</li> <li>・共同生活の中で、利用者がそれぞれの役割をもって、家庭的な環境で日常生活を送る中で、入浴や食事等の介護等のサービスを提供する。</li> <li>・原則として、要介護 1 以上で、比較的安定状態の認知症症状がある方が利用できる。ただし、著しい精神症状や行動異常のある方、急性の状態の方は対象にならない。</li> </ul>
有料老人ホーム		<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者に、(1)食事の提供、(2)入浴、排せつ又は食事の介護、(3)洗濯、掃除等の家事又は健康管理のいずれかのサービスを提供する施設。</li> <li>・設置者と入居者の契約が基本であり、前払金、管理費をはじめ、サービス内容も施設により異なる。</li> <li>・介護サービスの提供方法等によって次の 3 つに分類される。</li> </ul>
	介護付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護等のサービスを提供する高齢者向けの居住施設で、介護保険の事業者指定を受けている。介護保険の事業者指定を受けていない場合は、「介護付」と呼称することはできない。</li> <li>・介護が必要となった場合には、有料老人ホームが提供する介護サービスを利用しながら生活することができる。</li> </ul>
	住宅型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援等のサービスを提供する高齢者向けの居住施設で、介護が必要となった場合には、訪問介護等の介護サービスを利用しながら生活することができる。</li> </ul>
	健康型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供その他日常生活上必要なサービスを提供する高齢者向けの居住施設で、介護が必要となった場合には、契約を解除して退居する。</li> <li>・現在、県内に健康型の有料老人ホームはない。</li> </ul>

### 介護保険の対象となる在宅系サービスの特徴

掲載したサービス等は、要介護度や心身の状態、その他一定の基準により、利用が限定されていることがあります。具体的に検討を進める方は、地域包括支援センター等のケアマネジャーへ相談が必要です。相談窓口については、P. 43 をご参照ください。

#### ■自宅に訪問してもらって受けるサービス

種 類	特 徴
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	(要介護) ・ホームヘルパーが家庭を訪問し、身体の介護や家事の援助を行う。  (要支援) ・ホームヘルパーが家庭を訪問し、利用者と協働して家事の援助等を行う。
訪問入浴介護	・浴槽を積んだ入浴車が家庭を訪問し、入浴の介護を行う。
訪問看護	・主治医の指示のもとで、看護師等が家庭を訪問し、療養上の看護などを行う。
訪問リハビリテーション	・理学療法士等が家庭を訪問し、リハビリテーションを行う。
居宅療養管理指導	・医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理・指導などを行う。

#### ■日帰りで受けるサービス

種 類	特 徴
通所介護 (デイサービス)	(要介護) ・デイサービスセンターにおいて、入浴・食事等の支援や機能訓練を行う。  (要支援) ・デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングを行う。
通所リハビリテーション (デイケア)	・介護老人保健施設や医療機関において、理学療法士等によるリハビリテーションを行う。

#### ■福祉用具のレンタル・購入

種 類	特 徴
福祉用具貸与	・車いす、特殊寝台（介護用ベッド）、歩行器等の貸与を受けることができる。
特定福祉用具購入費の支給	・入浴・排せつ等に要する福祉用具を購入した場合にその費用の一部を支給。

#### ■住宅改修

種 類	特 徴
住宅改修費の支給	・手すりの設置や段差解消等の住宅改修を行った場合にその費用の一部を支給。

### ■地域密着型サービス

地域密着型サービスは、サービス事業者の指定を各市町村が行い、原則として、指定をした市町村の住民のみがサービスを利用できるものです。




種 類	特 徴
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中・夜間を通じて、定期巡回や緊急時など必要に応じて随時訪問を行う。</li> <li>・介護と看護が連携を図り、ヘルパーによる入浴、排せつの介護や、看護職員による療養上の世話や診療の補助などが受けられる。</li> </ul>
夜間対応型訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の定期巡回や緊急時など通報システムによる訪問介護サービスを行う。</li> </ul>
地域密着型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員が18人以下の小規模なデイサービスセンターにおいて、入浴・食事等の支援や機能訓練を行う。</li> </ul>
認知症対応型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デイサービスセンターにおいて、比較的安定した認知症の方に対し、入浴・食事等の支援や機能訓練を行う。</li> </ul>
小規模多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の様態や希望に応じて、随時「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせたサービスを行う。</li> </ul>
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを提供することにより、利用者のニーズに応じた柔軟な対応を行う。</li> </ul>

住まいや介護、認知症に関する相談窓口




■ 住まいに関する相談窓口

相談機関	主な相談内容等	連絡先等の掲載場所
我が家の相談室 (公社)かながわ住 まいまちづくり 協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家による幅広い住まいに関する相談</li> <li>・ 相談内容によっては、複数の分野の専門の相談員が連携して対応</li> </ul>	<p>【住まい・まちづくりNETかながわ】</p> <p><a href="http://www.machikyo.or.jp/soudanshitu/">http://www.machikyo.or.jp/soudanshitu/</a></p> 
リフォーム 相談窓口 (県内市町村等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リフォームに関する相談</li> </ul>	<p>【地方公共団体におけるリフォーム相談窓口のご案内】</p> <p><a href="https://www.j-reform.com/consult/">https://www.j-reform.com/consult/</a></p> 
リフォーム・ 住み替えオンラ イン相談窓口 (一社)高齢者住宅 協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅改修や住み替え、高齢期の暮らし全般の悩み事など、高齢期の住まい・住まい方に関する一般的な相談</li> </ul>	<p>【サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム】</p> <p><a href="https://www.satsuki-jutaku.jp/journal/guideline/consultation">https://www.satsuki-jutaku.jp/journal/guideline/consultation</a></p> 
空き家に関する 相談窓口 (県内市町村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家に関する相談</li> </ul>	<p>【空き家に関する相談窓口】</p> <p><a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/akiya/soudanmado.html#sityouson">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/akiya/soudanmado.html#sityouson</a></p> 
空き家に関する 相談窓口 (公社)かながわ住 まいまちづくり 協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家に関する相談</li> </ul>	<p>【空き家に関する相談窓口】</p> <p><a href="http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/830582.pdf">http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/830582.pdf</a></p> 
高齢者等住まい 探し相談会 (公社)かながわ住 まいまちづくり協 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者や障がい者などの方が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう物件探しのポイントや必要な準備などについてアドバイスする相談会</li> </ul>	<p>【住まい・まちづくりNETかながわ】</p> <p><a href="http://www.machikyo.or.jp/koureisyakai/sumaisagashi/">http://www.machikyo.or.jp/koureisyakai/sumaisagashi/</a></p> 
住宅確保要配慮 者の民間賃貸住 宅等への入居支 援事業 (県居住支援協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅確保要配慮者に対する住宅相談、入居可能な民間賃貸住宅情報の提供、あっせん、入居後の支援までの一連の支援</li> </ul>	<p>【県居住支援協議会】</p> <p><a href="http://www.machikyo.or.jp/kyojyushien/">http://www.machikyo.or.jp/kyojyushien/</a></p> 
すまこま。 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不安定な居住環境にある方に向けた住まいの困りごと相談</li> </ul>	<p>【住まいの困りごと相談窓口すまこま。】</p> <p><a href="https://sumakoma.mhlw.go.jp/">https://sumakoma.mhlw.go.jp/</a></p> 
住まいる ダイヤル (公財)住宅リフォ ーム・紛争処理支 援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅の不具合、事業者の対応、工事契約の内容、マンションの建替えやマンション敷地売却等、住宅に関するあらゆる相談</li> </ul>	<p>【住まいるダイヤル】</p> <p><a href="https://www.chord.or.jp/">https://www.chord.or.jp/</a></p> 




■在宅系介護サービスに関する相談窓口

相談機関	主な相談内容等	連絡先等の掲載場所
地域包括支援センター	・介護保険に関する相談や要介護認定申請、介護支援専門員(ケアマネジャー)選定時の支援、介護保険以外の様々な相談	【介護情報サービスかながわ】 <a href="https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-houkatsu/">https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-houkatsu/</a> 
居宅介護支援事業所	・介護支援専門員が要介護認定者の、自宅で自立した生活を送るための居宅サービス計画書(ケアプラン)の作成やサービス調整に関する相談	【かながわ地域包括ケア推進システム】 <a href="https://houkatsu.rakuraku.or.jp/map/?service=43">https://houkatsu.rakuraku.or.jp/map/?service=43</a> 
市町村独自サービス(市町村)	・各市町村が独自に実施する高齢者のための在宅サービス	【介護情報サービスかながわ】 <a href="https://kaigo.rakuraku.or.jp/cities-service/index.html">https://kaigo.rakuraku.or.jp/cities-service/index.html</a> 

■施設介護サービスに関する相談窓口

相談機関	主な相談内容等	連絡先等の掲載場所
地域包括支援センター	・介護保険に関する相談や要介護認定申請、介護支援専門員(ケアマネジャー)選定時の支援、介護保険以外の様々な相談	【介護情報サービスかながわ】 <a href="https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-houkatsu/">https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-houkatsu/</a> 
高齢者住みかえ支援事業所	・サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等への住み替えに関する相談	【かながわ地域包括ケア推進システム】 <a href="https://living.rakuraku.or.jp/office_serch/office04/">https://living.rakuraku.or.jp/office_serch/office04/</a> 
高齢者の方のための施設のご案内(県・市町村)	・各種施設の案内や、施設に関する問合せ先など	【高齢者の方のための施設のご案内】 <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6982/">http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6982/</a> 

■認知症に関する相談窓口

相談機関	主な相談内容等	連絡先等の掲載場所
地域包括支援センター	・介護保険に関する相談や要介護認定申請、介護支援専門員(ケアマネジャー)選定時の支援、介護保険以外の様々な相談	【介護情報サービスかながわ】 <a href="https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-houkatsu/">https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-houkatsu/</a> 
かながわ認知症コールセンター((公社)認知症の人と家族の会)	・認知症全般に関することや介護の相談	【認知症の相談窓口(県HP)】 <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6401/p902760.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6401/p902760.html</a> 
認知症疾患医療センター(各医療機関)	・認知症における医療に関する相談	【認知症の相談窓口(県HP)】 <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6401/p902760.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6401/p902760.html</a> 



SDGsとの関連

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、「持続可能な開発目標」を意味し、2015(平成 27)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」にて記載された国際社会全体の目標です。

SDGs の基本理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2030(令和 12)年までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットが示され、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、総合的に取り組むこととされています。

■SDGs の 17 のゴール



SDGs の 17 の目標のうち、本計画と関連が深いものとして次の 4 つの目標が挙げられます。

■本計画と関係の深い 4 のゴール



神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課

電 話 045-210-6539

ファクシミリ 045-210-8884

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

電 話 045-210-4835

ファクシミリ 045-210-8874

2024（令和6）年3月発行

〒231-8588

横浜市中区日本大通1



神奈川県

県土整備局建築住宅部住宅計画課（内線 6539）・福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課（内線 4835）  
横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話 (045) 210-1111 (代表)